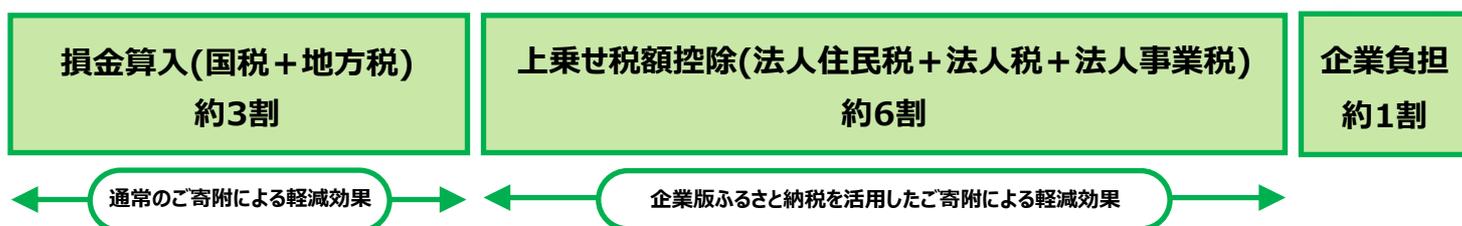


がんばる町! 山梨県市川三郷町 を応援してください!

企業版ふるさと納税

企業様の『税額軽減9割』 『実質負担1割』



◇企業版ふるさと納税とは

国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して、企業の皆さまが寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。正式には地方創生応援税制といえます。

令和2年度に制度の大幅な見直しが行われ、損金算入による軽減効果(寄附額の約3割)と合わせて、最大で寄附額の約9割に相当する額が軽減され実質的な負担が圧縮されます。

◇ご寄附の要件

- ・寄附額の下限は10万円となります。
- ・本社*が当町内に所在する場合は、本制度の対象外です。
- ・寄附を行うことの代償に経済的利益を受け取ることは禁止されています。

*本社は、登記簿上の本店ではなく、地方税法における「主たる事務所又は事業所」を指します。

●企業様にとってのメリット

社会貢献

(SDGsの達成など)
(企業様としてのPR効果)



- ◇ご寄附いただいた企業様をご紹介
町HP、公式Twitter、公式LINE
公式Facebook
山梨日日新聞、東京新聞

市川三郷町と新たな
パートナーシップの構築

地域資源を生かした
新規事業展開の可能性

命をつなぐ地域医療の砦！

国保診療所レントゲン機器入替プロジェクト！

当町営診療所は、地域医療を担うため、平成8年3月に建設しこれまで多くの地域の方を支えてきました。未だ常勤医師の確保は難しく長年の課題となっております。医療機器につきましても25年が経過し経年劣化のため、使用するにあたり不安が感じられます。

これからも、安全な医療の提供ができ、安心して地域で暮らすことができるようお力添えをお願いいたします。

目標希望額：495万円



◇ご寄附のながれ

- (1) 寄附の依頼、ご相談・・・（企業様・市川三郷町）
- (2) 寄附の申し出・寄附申込書等のご提出（企業様）
- (3) 寄附の払い込み方法の案内（市川三郷町）
- (4) 寄附の払い込み・・・（企業様）
- (5) 受領証の交付・・・（市川三郷町）
- (6) 税の申告手続き・・・（企業様）



国の認定を受けた「市川三郷町まち・ひと・しごと創生推進計画」の内容に沿った事業です。

【誇れるまちづくり事業】

- ・青洲高校との協働による事業 ・生涯学習センター活用事業 等 ・不妊治療費助成事業 ・子育て祝い金支給事業
- ・病後児保育事業 等 ・手漉き和紙後継者育成事業 ・市川地区活性化拠点整備事業 等

【賑わうまちづくり事業】

- ・ふるさとまつり推進事業 ・観光施設等の整備、活用の推進 等 ・地場産業体験ツアー事業 ・地域商社事業 等
- ・地域おこし協力隊事業 ・若者定住促進住宅補助金事業 等 ・男女共同参画推進事業 等

【安全・安心なまちづくり事業】

- ・地域防災減災事業 ・道路、橋梁等整備事業 等 ・地域医療の推進 ・スポーツ、健康づくりの推進 等 ・狭あい道路拡幅整備事業 ・公共交通機関等の充実 等

【繋がるまちづくり事業】

- ・三珠地区活性化拠点整備事業 ・ふるさと納税推進事業 等 ・六郷インターチェンジ周辺活性化事業 等

【お問い合わせ先】 山梨県・市川三郷町役場 政策秘書課 ふるさと納税係

電話番号：055-272-1103

メールアドレス：furunou@towm.ichikawamisato.yamanashi.jp

詳しくは町ホームページ
をご御覧ください。

